

広島県告示第百三十五号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成三十一年法律第十七号）第七条第一項の規定によって、令和五年一月三十一日に特定農業用ため池を次のとおり指定した。

令和五年二月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	特定農業用ため池の名称
広島県東広島市	大池外百一箇所（別表一のとおり）
広島県福山市	出所池（別表二のとおり）

別表一から別表二までは、添付を省略し、広島県ホームページに掲載するとともに、広島県農林水産局農業基盤課に備え置いて縦覧に供する。